

愛媛県教育委員会12月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年12月22日（金）午後2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 田所竜二 委員 関啓三 委員 峯本陽子

委員 山内満子 委員 北須賀逸雄 委員 畠山千愛

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 目見田貴彦

指導部長 島瀬省吾

教育総務課長 杉野将行

教職員厚生室長 高岡晃仁

文化財保護課長 渡部真司

保健体育課長 白鳥和樹

義務教育課長 小池達士

高校教育課長 川本昌宏

高校教育課魅力化推進監 細川昌弘

人権教育課長 佐々木直

特別支援教育課長 松本幸恵

社会教育課主幹 小倉 浩

5 会議の概要

(1) 開会（午後2時00分）

（教育長） ただいまから、教育委員会12月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう、御協力をお願いいたします。

（教育長） 事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 11月定例会議事録の承認

（教育長） 11月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） ありがとうございます。全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和4年度決算認定に係る観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について

（教育長） 令和4年度決算認定に係る観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について、副教育長から報告をお願いします。

（副教育長） 令和4年度決算認定に係る決算特別委員会については、11月8日の観光スポーツ文教警察委員会審査の後、11月24日に行われた審査で採決が行われ、全員賛成で認定の決定をいただいたところでございます。本日は、観光スポーツ文教警察委員会審査の概要について御報告

申し上げます。

審議の内容につきましては、資料に掲載のとおりでございます。

主な質疑としまして、「愛媛県奨学資金貸付金」について、不用額が生じた理由や収入未済額の状況に関する質問が、また、「部活動改革推進事業」について、部活動指導員の任命方法や人材確保に関する質問がございました。

なお、本委員会の結果は12月定例県議会において報告され、令和4年度決算の認定を頂いております。

また、次年度の決算特別委員会で対応状況の報告を求められる項目については、教育委員会は、「部活動指導員について」となっております。

以上でございます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(山内委員) 中学校における不登校生徒の進路状況についてですが、「年間30日以上欠席していた不登校生徒は611人であり、そのうち約9割弱の者が進学している」とあるのですが、これをどう捉えているのかを教えてくださいたいです。進路指導が適切に行われていたから、9割弱の生徒が進学できたのか、それとも、中学校の環境には適応できなかったけれども、高校への進学希望を持った生徒がかなりいたということでしょうか。

(義務教育課長) 委員がおっしゃった2つの意味、それぞれがあると考えられます。不登校の生徒に対しても、各学校で個別に丁寧な進路指導を行っておりますし、不登校の生徒でも、中学3年生になると進路のことが気になってきます。そこで、進学をしようというような形が増えてくる。また、高校の方でも、公立、私立問わず、不登校の生徒を受け入れる体制も整えつつありますので、そういったことも関係していると思っております。

(関委員) 校内サポートルームの拡充希望があるとのことですが、具体的にどのような拡充希望があるのでしょうか。

(義務教育課長) 本県が令和3年度から取り組んでいる校内サポートルームについては、現在、7市8校に設置しておりますが、効果がかなり上がっております。今、実際に設置している市からも、更に2校、3校と増やすことはできないか、また、全ての市町ではございませんが、現在設置していない市町からも、サポートルームを設置することができないかという声が上がっている状況でございます。

(畠山委員) 奨学資金貸付金について、収入未済額のことを資料に記載されていますが、高校生への貸付けの場合、返済するのは親ですか。それとも、本人ですか。

(教職員厚生室長) 本県の奨学金でございますけれども、高校生を対象に実施しており、貸付けは御本人に対して行うこととなります。高校卒

業後、進学されたりすることもありますので、そういった場合は猶予をいたしまして、大学進学の場合は大学卒業後の返済になりますが、本人から返済する制度としております。

(北須賀委員) 部活動指導員についてですが、地域の方々の人材の掘り起こしに取り組んでいるとのことですが、例えば人材バンクのような形で登録をさせていただくということが行われているのでしょうか。

(保健体育課長) 指導者人材の確保が非常に重要な課題でございますので、「えひめマナビィ人材バンク」に、各競技団体の方から指導者や地域の方を登録させていただいております。その情報は、ホームページ上でどなたでも、地域ごとに検索できる機能を付けておりますので、そちらを活用できるように、指導者等を登録しているところです。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○令和5年12月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 令和5年12月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 先般開催されました12月定例県議会の質疑の概要につきまして、御手元に配布しております資料「令和5年12月定例県議会教育委員会関係質問及び答弁要旨」に基づいて御報告いたします。

まず、本会議の状況は、資料に記載しております、教育委員会関係では8名の議員から15件の質問がありました。以下、主な質疑について報告いたします。

まず、教員確保に向けた取組について質問があり、優良な教員確保に直結する対策は、教員志願者の増加を図ることであり、専用ホームページの開設や大学での説明会等を通じて、教職の魅力や勤務環境を発信するとともに、他県会場の開設や後期試験の実施、年齢制限の撤廃、特別選考枠の導入・拡大など、受験機会の拡充と負担軽減に努めてきた。また、講師不足の解消に向け、講師希望者の掘り起こしや不安解消を目的としたペーパーティーチャー研修会を先月初めて開催したところ、その場で講師登録を行う参加者もいるなど、手応えを感じている。今後、ICT活用による業務改善や支援スタッフの拡充、部活動改革等を進めるとともに、県立高校2校に教員養成コースを新設するほか、受験負担の更なる軽減や国の動向を踏まえた奨学金返還支援なども検討しており、教職を志す者の拡大と教員確保に全力で取り組む旨、答弁しました。

次に、コロナ禍での経験を学校教育の充実にどう生かすのか質問があり、コロナ禍による制約は、授業や学校行事などに大きな影響を及ぼしたが、学校現場では子どもたちの学びを止めないため様々な工夫を重ね、安全確保と学びの保障の両立に最善を尽くしてきており、これまで培った経験や技術は教育の新たな可能性を拓く有効な手段と認識している。

中でも、1人1台端末の整備を機に独自に開発したC B Tシステムは、子どもたちの習熟度に応じた学習活動や情報活用能力の育成に力を発揮するほか、教員の指導力向上にも寄与し、10月に公表された国の調査で、本県教員のICT活用指導力は前年度に続き全国1位となるなど着実な成果につながっている。また、企業や海外の学校等とのオンライン交流、共通テーマの学びや職場体験の内容を全学校で共有する県内一斉授業など、新しい形態の授業が随所で実践され、混迷度を増すこれからの時代でも、コロナ禍を乗り越えるために生み出された指導手法を駆使し、子どもたちのたくましい成長を支える学びの機会を提供し続ける旨、答弁しました。

そのほか、不登校児童生徒への多様な学習機会の確保や宇和島水産高校の再編整備後の在り方についても質問がありました。

次に、観光スポーツ文教警察委員会の概要につきましては、主な質疑として、高校入試における特色入学者選抜の導入について質問があり、県立高校の魅力化の取組を入試制度の面から後押しするため、来年度から導入するもので、中学校長の推薦が不要となり、各校では、募集定員の30パーセント程度又は50パーセント程度を上限とした募集人員枠と特色に応じた検査項目の設定が可能となる。また、中学生には、自らの学ぶ意欲や活動実績等をアピールできるよう目的意識をもって学校生活を送り、その成果を堂々と発表する態度の涵養が期待できる。今後、中学校向け相談窓口を開設し、来年3月に中学生や保護者向けの説明資料を配布するほか、5月頃には各校の募集人員や検査項目等の概要を周知することで、安心して入試に臨めるよう準備を進める旨、答弁しました。

そのほか、いじめの現状と今後の取組やフリースクールへの支援などについても質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(関委員) 全国図書館大会愛媛大会の意義に関して資料にありますが、現在、愛媛県における図書館の利用状況の推移がどのようになっているのか、また、図書館の充実について、どのような要望があるのかお聞かせください。

(社会教育課主幹) 図書館の利用状況についてですが、来館者数が令和4年度末に17万5,000人ほどで、全国で多い順に見ますと、35番目となっております。個人の貸出し冊数につきましては、14万3,000冊で、全国で多い順に見ますと、38番目となっております。

(関委員) その数字の推移というのは、ここ何年かで増えているのでしょうか、それとも減っているのでしょうか。それから、図書館の充実に関する要望について、具体的に出てきているものがあれば、教えてください。

(社会教育課主幹) 推移につきましては、コロナ禍で、利用者数は落ち込みまして、昨年、今年で若干数字を戻してきている状況にあります。

(関委員) コロナ禍前の2019年と比べると、いかがでしょうか。

(社会教育課主幹) コロナ禍前の令和元年度の貸出し冊数が15万冊ほどです。これが、コロナの影響が出てきた令和2年度には14万冊となり、1万冊ほど落ち込んでおります。令和3年度には、14万6,000冊、令和4年度では14万3,000冊と、コロナ禍前の状況に若干戻りつつある状況です。

現在、図書館の耐震化、老朽化対策、利用環境の改善ということで、トイレの洋式化や、外壁の改修などに取り組んでおります。利用者からも、老朽化対策や、トイレの洋式化、また、館内の照明が暗いなど、図書館の設備面への要望があります。

(峯本委員) 本県ならではの取組である、えひめジョブチャレンジU-15事業は、中学生が5日間職場体験をして、自分のキャリアについて考えるという、貴重な学習の場になっています。そのような職場体験の内容を、全ての小学校で共有する県内一斉授業が行われるとのことですが、具体的には、どのような授業が行われるのでしょうか。また、参加した生徒の感想は、どのようなものだったのかお聞かせいただきたいと思います。

(義務教育課長) 県内一斉授業の取組は、今年度初めて実施する予定でございます。年明けの2月に、全小学6年生を対象に、一斉のライブ授業を予定しており、現在、準備を進めているところでございます。

(北須賀委員) 特色入学者選抜の導入により、中学校長の推薦が不要となりますが、出願方法はこういったやり方か決まっているのでしょうか。例えば、生徒が個々に志願先に出願するのか、それとも、中学校でまとめて出願するのでしょうか。

(高校教育課長) まだ募集要項は発出しておりませんが、今のところは、現在の推薦入試と同様に、中学校で取りまとめて出願をする形を想定しております。

(教育長) 学校側もその方がいいでしょう。誰がどこに出願しているかわからない状態で一般入試をするとすると、指導ができませんから。

(北須賀委員) 今までの推薦入試のやり方については、中学校と高等学校、それぞれの地域で話し合い、その状況を踏まえて行っていたと思いますので、万が一、出願漏れがないように注意していただきたいと思います。

(畠山委員) 宇和島水産高等学校の再編整備後の在り方についてですが、現在、海洋技術科・水産食品科・水産増殖科の3つの科に分かれており、新設する水産科については、2学級60人規模と資料にあります。これは2年生になったら、それぞれのコースに分かれるという考え方でよろしいでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 現在のところ、海洋技術科につきましては、

他の科と異なり、実習等がありますので、単独で残すことを考えています。水産食品科と水産増殖科につきましては、1つの学科にして、その中でコースに分かれて選択していくということを想定しております。

(畠山委員) 海洋技術科に進んだ人が、「やはり船は苦手だった」ということで、水産増殖科に行きたいというケースもあるような気がしますが、そういったコースの変更は、難しいということですか。経験上、そういったこともできればいいなと思ったのですが。

(高校教育課魅力化推進監) 新設の水産科の2学科につきましては、まだカリキュラムや教育課程等も検討中で、詳しいことが決まっておりますので、お答えしづらい部分があるのですが、そういった御意見も含めて、どういったカリキュラムにするのか等検討していきたいと考えております。

(教育長) 実際にそういったケースは、まれですか。よくあることなのでしょう。現状の3学科で、転科は認められているのでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 水産科に限らず、一般的なことにはなりませんが、各高校には普通科、商業科など、様々な科があり、取得しなければならない単位数がありますので、なかなか転科というのは難しいのではないかと思います。

(教育長) コースの場合、垣根が低くなるけれども、カリキュラムの組み方で、1年生を終えた時点で単位を見て、転科できるかできないかというのを個別に考えていくというような形になるのでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 水産科の2学科のコースにつきましても、これからの協議になるのですが、2年生からコースを選択するのか、もしくは、入学した1年生の段階でコースに分かれるのかによって、履修する科目を検討しなければなりません。1年生から専門科目等、実習の科目が出てくると、なかなかコース変更が難しくなるケースもあると思います。2年生からコースを選ぶ場合は、1年間じっくり考えてということになります。その場合も、3年生になってからや、2年生でコースの履修が始まってからでは、カリキュラムの都合上、変更が難しいこともあります。その辺りも含めて、準備委員会で検討していきたいと思えます。

(教育長) そういった御意見があったということも伝えておいてください。

(高校教育課魅力化推進監) はい。

(山内委員) 宇和島水産高校に関して、生徒寮を少しは改修していただいたのですが、あそこに女子が入るといえるのは想像できないと思います。今、宇和島市には、中学生用に「はまゆう寮」があると思いますが、どれぐらい稼働しているのか、私たち市民も分かりません。先日、内子高校小田分校を視察させていただきましたが、やはり寮は非常に大切だと思います。県の方から、「はまゆう寮」を女子が使用できるようにアクシ

ョンすることはできないのでしょうか。今、水産高校も女子生徒が多くなっています。今後について、どのようにお考えでしょうか。

(高校教育課長) 「はまゆう寮」の活用につきましては、県立学校の場合は、宇和島南中等教育学校の生徒が僅かに入っていると聞いております。御指摘のとおり、宇和島水産高校の寮を男女分けるべきなのか、中には、男女一緒に入れてフロアで分けて運用をしている寮もございますので、そういったところをまとめて、しっかりと検討をしたいと考えております。宇和島水産高校の生徒募集の活性化については、学校とも常々話し合っているところです。当然、寮が足りないという問題も生じてこようかと思っておりますので、検討を続けていきたいと考えております。

(指導部長) 補足をさせていただきますが、「はまゆう寮」につきましては、宇和島市が運営しております、宇和島市の中学生を対象としております。宇和島南中等教育学校には、中学校の部分である前期課程がございますので、遠方から中学校に通いづらい生徒を対象として、宇和島南中等教育学校の前期課程の生徒が入寮している場合がございます。

(教育長) 高校生の女子も入れてあげられないですかね。

(山内委員) 今の「碧水寮」は、女子が入るような感じではないですね。昭和というか、外見も直せなかったの。「はまゆう寮」でしたら、女子も入っていいかなと思うので、全国募集をかけた時のためにも、是非検討してほしいです。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○教職員の懲戒処分の指針の一部改正について

(教育長) 教職員の懲戒処分の指針の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

(教育総務課長) 教職員の懲戒処分については、代表的な非違行為に対する懲戒処分の標準例を定めた「教職員の懲戒処分の指針」を平成24年に策定・公表しています。

今回の改正は、令和4年度から施行されている、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律で規定する、児童生徒性暴力等を行った教職員は、免職とすることを標準例に明確に規定するとともに、刑法等の改正に伴う規定整備を行ったものです。

改正前の指針においても、児童生徒にわいせつな行為をした教職員は免職と規定しており、実質的な変更はありませんが、文部科学省から全国の都道府県教育委員会に対し、法律の文言を指針等に反映させるよう要請があったことによる改正です。

なお、本件は、教育委員会事務局内をはじめ県立学校、市町教育委員会にも通知の上、令和5年11月30日から改正後の指針を適用しております。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) これは、法施行内容に合わせた改正ということですね。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○重要文化財（建造物）の指定、重要伝統的建造物群保存地区の選定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について

(教育長) 重要文化財（建造物）の指定、重要伝統的建造物群保存地区の選定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について、事務局から報告をお願いします。

(文化財保護課長) 重要文化財（建造物）の指定、重要伝統的建造物群保存地区の選定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について、御報告します。

去る11月24日に開催された国の文化審議会の審議・議決を経て、文化財保護法に基づき、松山市の釣島灯台を重要文化財に指定し、宇和島市の宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定するほか、内子町の旧高橋家住宅主屋ほか4件を登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申されました。

釣島灯台は、松山市泊町の釣島に建つ灯台で、明治6年に、日本灯台の父と呼ばれる英国人技師、ブランドンの設計により建築された国内最初期の洋式灯台で、航行の難所である伊予灘や安芸灘などを行き交う船舶の安全を守り続けており、また、管理人の宿舎であった旧官舎の壁の下地に使用されていた紙からは、明治初期の灯台の様子を伝える日誌や備品台帳等も発見されるなど、近代海上交通史における歴史的価値が高いと認められたものです。

宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区は、宇和島市南部を流れる岩松川左岸に広がる建造物群を文化財として保護しようとするものです。

岩松地区は、豪商小西家初代が移り住んだことを契機に、江戸時代後期以降、物資の集積地や製蠟業、新田・塩田開発などで発展し築かれた町で、伝統的な建造物や水路を構成する石垣などが、河川や周囲の急峻な山林と一体となって残り、当地の歴史的風致をよく伝える伝統的建造物群保存地区となっており、国にとって特に価値が高いと認められたものです。

旧高橋家住宅は、内子町の重要伝統的建造物群保存地区と小田川の間建つ住宅で、日本における、ビール醸造の先駆者、高橋龍太郎の生家で、広縁付き12畳の和室を配する主屋や二階建ての離れなど、接客空間を充実させた戦後の和洋折衷住宅の様相を伝える上で、貴重な建物として認められたところです。

これらの文化財は、官報告示をもって、正式な指定等となりますが、本県における指定後の件数は、重要文化財建造物は51件、重要伝統的建造物群保存地区は3件、国登録有形文化財建造物は180件となります。

なお、宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区については、12月15日付で官報告示され、正式に選定されました。

以上で報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(山内委員) この岩松地区に愛媛銀行の建物があつたと思うのですが、これが今年取り壊されてしまいました。とても伝統的価値がある建物だったと地域住民も認識していたのですが、壊すのをやめることはできなかったのでしょうか。

(文化財保護課長) 宇和島市の中で保存条例を制定し、重要物件等を選定して、地区指定をしていく中で、そういう話があつたかもしれないのですが、その上で壊すのを取りやめにはならなかったのだと思います。

(山内委員) すごくもったいない、貴重な建物だと思ったのですが、保存の努力はしたということでしょうか。

(文化財保護課長) 確認いたします。

(教育長) 取り壊したのは、愛媛銀行の運営・経営の考えであり、また、取り壊しの動きを察知した際の、地元との話し合いの結果と思われま

(教育長) 重要伝統的建造物群保存地区は3件目とのことでしたが、1件目が内子、3件目が岩松、2件目はどこですか。

(文化財保護課長) 2件目は、西予市の宇和町卯之町地区になります。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○県立学校振興計画に係る準備委員会の進捗状況について

(教育長) 県立学校振興計画に係る準備委員会の進捗状況について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課魅力化推進監) 県立学校振興計画に係る準備委員会の進捗状況について、御報告させていただきます。

資料1「県立学校振興計画における準備委員会について」の「1 準備委員会設置校」を御覧ください。振興計画の具体化に向け、本年5月に統合・学科等の改編を行う学校のまとまりごとに20の準備委員会を設置し、地域の方々と共に令和8年度にピークを迎える新たな学校や学科等の開設の準備を進めているところです。

次に、「2 準備委員会での主な検討内容等について」を御覧ください。準備委員会では、目指すべき学校像である「スクール・ミッション」や教育活動・学校生活における基本的な考え方である「学校のコンセプト」、また、学校の教育活動の指針である「スクール・ポリシー」などについ

での取りまとめが順調に進んでいます。現在は、先進校の視察等で得た最新の事例などを参考に、教育課程の策定や学校設置関係の内容などについて、協議を進めているところです。

資料2「県立学校振興計画に係る学校の基本理念に関する資料」を御覧ください。それぞれの準備委員会で協議が終わった現時点での「スクール・ミッション」「学校のコンセプト」「スクール・ポリシー」を取りまとめたものとなります。時間の都合上、詳細の説明は省略しますが、これらを基に、具体的な教育課程や教育内容などについて検討していくこととなります。

資料3「県立学校振興計画に係る新校の校名案の候補」を御覧ください。振興計画において、校名が仮称となっている「周桑」「西条総合科学」「しまなみ海洋」「八幡浜」「宇和島南」「愛媛風早」の6校の校名について、新校が所在する地域の中学校及び統合対象の高校等から募集した校名案や、振興計画の仮称などが候補となっております。地域の中学校、高等学校等の生徒等による投票結果を参考に、各準備委員会で協議の上、令和6年1月中に、校名案の最終候補が決定されます。その後の流れについては、新校設置に伴う学校設置条例改正の議案について教育委員会で審議し、県議会での条例改正の議決をもって、正式に新校の名称が決定することとなります。

なお、資料1から3については、対象校及び高校教育課のホームページに、近日中に公開する予定です。また、今後の検討内容については、準備委員会で協議が終わり、公開できる条件が整ったものから、順次対象校及び高校教育課のホームページに公開していきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(北須賀委員) 準備委員会は20校に設置されていますが、それぞれ、大体何回程度行われたのか、それから、県教育委員会に対する報告は、どういう形で行われていたのか教えてください。

(高校教育課魅力化推進監) 準備委員会の開催状況ですけれども、概ね、2か月から3か月を目安に開かれており、半数程度で3回目の会議が開催されており、多いところでは5回目の会議が開催されています。20の準備委員会があるのですけれども、協議する事項数が振興計画の内容によりまして大分変わってきますので、回数が多寡がございます。報告につきましては、各準備委員会に高校教育課の担当も同席しておりますので、そこでの協議の結果を持ち帰っております。

(北須賀委員) 校名案について、たくさんの校名案が挙げられていますが、高等学校の校名として、例えばかつて使われていた校名をもう一度使用するといったことについては、どのようなお考えでしょうか。

(高校教育課魅力化推進監) 校名案の最終候補の決定につきましては、準備委員会で協議をしていただくことになっておりますので、法令的に問題がなければ、基本的には準備委員会の話し合いの中で決まったものを、最終候補にさせていただく形になると思います。

(北須賀委員) 例えば昔の使われていた名称が、再び新しい学校の校名に使われるということについて、可能であるのかをお聞きしたいです。

(高校教育課魅力化推進監) 昔の名称が再び使われることにつきましては、最終的に候補としてそれが上がってくるのであれば、受け付けるという形にはなります。

(教育長) この候補の中にあるのでしょうか。

(北須賀委員) 記憶が定かではないので、間違っていたら申し訳ないのですが、戦前、周桑高校という所があり、そういった名称が、新しい学校に別の形で使われることについて、そういう事例が全国にはあって、ある程度認められていることなのか、そういったことについてお聞きしたいです。

(教育長) 周桑に限って言えば、これは我々が出している仮称です。今回の校名案の募集については、特に縛りはありませんので、自由にしていただいています。昔の名前が準備委員会で認められて、それが法令上問題があるとか、よほどの事情があってやめた方がいいとなった場合は、準備委員会の方でもチェックが入るでしょうし、そういうことがあったとしても、準備委員会がそれを認め、その名称がいいという場合は、我々は尊重したいと思っています。

(教育長) 本当に多様な名前が挙がっています。投票結果である程度収束していき、1番になったからといって絶対に決まるという話ではなく、それを参考に、準備委員会には地域の代表も入っていますから、ある程度正しい判断が出てくるかなというのを期待しております。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

(4) 議 事

議案審議

○議案第48号 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第48号愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(教職員厚生室長) 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について説明します。

これは、奨学生の採用における家計基準の見直しを行うため、この規則の一部を改正しようとするものです。

愛媛県奨学資金は、経済的理由により修学困難な学生又は生徒を対象に

しており、採用選考に当たり家計基準を設けているところですが、この基準については、従来、独立行政法人日本学生支援機構の基準に準じています。

今年度、機構の基準が、保護者など生計維持者の年間総収入額に基づき算定する方法から、市町村民税の課税標準額に基づく簡便な方法に変更され、令和6年度の入学生から適用されることを受け、本県でも同様に基準を変更することとし、これに伴い選考の際に把握すべき内容が変わるため、この規則を改正して出願様式を変更しようとするものです。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 算定方法が複雑だったものが簡単なものになったので、様式の方もそれに合わせて簡単にしましょうといったことでしょうか。

(教職員厚生室長) はい、そのとおりでございます。従来は、収入額から算定するということで、複数の控除項目があり、そういった控除の計算などがやや複雑になっていました。それが今回、課税標準額に基づいて算定することとなり、控除の種類が少なくなりまして、計算方法も簡略化いたします。それに伴いまして、様式に記載する必要がない事項が出てきますので、不要となる事項を削除いたしまして、様式も簡略化させていただきます。

(教育長) ほか、特にございませんか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第48号愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第49号 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第49号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について御説明します。

これは、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令が施行されることに伴い、愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、一部の教科については、科目区分の統合等に伴い、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合に必要となる「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法を改めるとともに、中学校教諭及び高等学校教諭の普通免許状の授与を

受ける場合に必要な「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位について、最低修得科目数を改めるものです。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) もう少し分かりやすく説明をお願いします。

(義務教育課長) 中学校教諭の二種免許状を取得しようとする場合には、例えば理科でありますと、現在は、8科目10単位を取らなければならないと法令で定められております。ただ、多くの大学では1科目2単位という運用をしておりますので、8科目取らなければならないと定められていると、10単位でいいのに、結果的には16単位を取得する必要があります。そのため、8科目を5科目に縮減して負担を軽減できるように、今回法律が改正されました。その法律の改正を受けて、本県の規則も単位数の割り振りを変えらるということでございます。

(教育長) 大体の意味は分かりました。国が法律で定める区分が大きくくりになったので、単位数を取りすぎる科目を消すため、合わせて改正を行うということでしょうか。

(義務教育課長) 今、教育長が説明していただいたとおりでございます。国が必要な科目数を縮小したので、それに合わせて、県も改正を行うということなんです。

(教育長) ほか、特にございませんか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第49号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 以上で、議案審議を終了します。

(5) 閉 会 (午後2時54分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項は全て終了いたしましたので、教育委員会12月定例会を閉会いたします。